

平成 31 年度における行政評価局調査テーマ

- 産学官連携による地域活性化 1
- 農道・林道の維持管理 2
- 死因究明等の推進 3
- 地域住民の生活に身近な事業の承継 4
- 地域公共交通の確保 5
- 外来種対策の推進 6
- 伝統工芸の地域資源としての活用 7
- 要保護児童の社会的養護 8
- 土壌汚染対策 9
- 廃校施設の有効活用等 10
- 漁業・漁村地域の活性化 11

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成 31 年度
テーマ	産学官連携による地域活性化に関する実態調査
<p>○ 東京一極集中がはらむリスクや地方の疲弊が限界を迎える中、「Society5.0 時代」における革新的技術等を活用した持続可能な地域社会の実現に向け、地域における大学・研究機関等と企業の連携による一層の地域活性化が求められている。</p> <p>○ しかしながら、シーズやニーズの共有・マッチングから研究成果の事業化・地域展開に至るまでの連携による成果を生み出していく上での課題が見られる。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、地域の産学官連携の促進により、当該地域を活性化する観点から、連携に至る経緯やその態様・成果を調査し、大学等の技術シーズと地域企業・社会のニーズとのマッチング、開発成果の商品化・事業化・地域展開、これらの過程を通じた連携のコーディネーター等の実態について、情報を収集・整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等と民間企業との共同研究において、「研究費受入額」は約 526 億円と、前年度と比べて約 58 億円増加（12.5%増）し、調査を開始した平成 15 年度以降、初めて 500 億円を超えた。また「研究実施件数」は 23,021 件となり、前年度と比べて 2,200 件増加（10.6%増）（「平成 28 年度大学等における産学連携等実施状況」（平成 30 年 2 月 16 日文部科学省公表資料）） ・ 国では、地方公共団体、大学、企業等に対し、産学官連携を促進するため、知的財産形成支援、人材育成支援、事業化支援などの各種支援施策を実施 ・ 一方で、産学官連携の現状に関しては、「学」側のシーズの実用化という形が多く、必ずしも地域企業の振興にはつながっていない。」「産学官関係者の相互理解、地域戦略共有化が不十分」、「産」と「学」の橋渡し役となるコーディネーター人材の不足」などの指摘もあり、産学官連携を地域活性化につなげていく上での課題がみられる。 	
想定調査項目	<p>① 産学官連携による地域活性化の好事例</p> <p>② 地域社会・企業のニーズと大学等の技術シーズとのマッチングを図る取組の状況</p> <p>③ 産学官連携に係るコーディネーターの活動の状況 等</p>
調査対象機関 (予定)	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国立大学法人、関係独立行政法人、都道府県、市町村、地方経済団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視
<p>○ 高度経済成長期に建設された農道・林道の老朽化が進行する中、農村地域の人口減少や高齢化の進行等と相まって、その維持管理に係る負担増大が懸念。</p> <p>○ 道路法上の道路とともに道のネットワークを構成する農道・林道には、当該道路とは異なり法令に基づく維持修繕義務等がない中、その維持管理については、市町村・土地改良区・森林組合等の管理主体に委ねられており、各管理主体における点検、修繕等の維持管理の実態は必ずしも明らかになっていない状況。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、適切なインフラマネジメントの実現やメンテナンスサイクルの確立を図る観点から、農道・林道の整備・維持管理等の実態を把握し、課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の道のネットワークは、道路法上の道路（国道、都道府県道及び市町村道）のほか、それ以外の道（農道、林道等）から構成されており、これら全体での適切な維持管理が重要。なお、道路法上の道路の総延長距離が約128万km（平成28年）のところ、農道の総延長距離は約17万km（平成29年）、林道の総延長距離は約14万km（平成28年）。 ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）では、防災・減災等の観点から、道路も含めた各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともに、このサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施することとされている。 	
想定調査項目	<p>① 農道・林道の整備状況、老朽化等の現状</p> <p>② 農道・林道の維持管理等の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テ ー マ	死因究明等の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
<p>○ 高齢化の進展等に伴う死亡者数の増加、犯罪の見逃し防止、公衆衛生の向上の観点等から、死因究明体制の充実強化が求められている。また、東日本大震災では身元確認作業が困難を極めたことから、平素からの身元確認態勢の整備が重要。</p> <p>○ 我が国の年間死亡者数は、2012年の約126万人が、2027年には約156万人と、30万人以上の増加が見込まれる（注）など、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）施策の推進が益々重要となっている中、死因究明等の推進に関する法律に基づく死因究明等推進計画の策定（平成26年）から約5年が経過することから、死因究明等の推進に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p>（注）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数増加見込み：126万人(2012年)→156万人(2027年)→167万人(2042年) ・ 在宅死亡者数推移：13万6,000人(2007年)→17万7,000人(2017年) (出典：人口動態調査) ・ 平成24年「死因究明等の推進に関する法律」制定・施行 平成26年「死因究明等推進計画」閣議決定 （重点施策：専門的機関の全国的な整備、人材育成、実施体制の充実、科学的調査の活用等 8項目） 	
想定調査項目	<p>1 死因究明等の推進に関する施策・事業の実施状況</p> <p>2 死因究明等の推進に関する施策・事業の効果の発現状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	地域住民の生活に身近な事業の承継等に関する実態調査
<p>○ 人口減少・高齢化の進展、地域の中小企業等の後継者が不在となる中、次世代に向けて、地域の活力の源となる経済活動を継続させ、地域住民の生活と雇用を守っていくことが重要。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、地域における事業承継等の実態を調査し、事業者の負担軽減の観点から承継等の手続の簡素化に向けた課題、地域における事業の存続に向けた課題等の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁が日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」（2016年2月）を基に取りまとめた「事業承継に関する現状と課題」（平成28年4月）によると、60歳以上の経営者のうち、50%超が廃業を予定しており、特に個人企業においては、68%が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答。 ・ 経済産業省「商業統計」によると、食料品スーパー等（注）の事業所数は、平成16年調査の約2.0万事業所が、26年調査では約1.6万事業所と約20.0%減少しており、また、同省の揮発油販売業者数及び給油所数の取りまとめ結果によると、給油所（ガソリンスタンド）数は、16年調査の約4.9万箇所が、26年調査では約3.4万箇所と約31.2%減少。 <p><small>（注）「食料品スーパー等」は、百貨店、総合スーパー、食料品スーパーの略</small></p>	
想定調査項目	<p>① 地域における事業承継等の実態</p> <p>② 事業承継等に伴う許認可等の事務手続の状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	地域公共交通の確保に関する実態調査
<p>○ 人口減少等に伴う輸送人員の減少による事業者の不採算路線からの撤退など、公共交通ネットワークの縮小が進行する中、地域公共交通の維持は喫緊の課題</p> <p>○ このような状況を踏まえ、地方公共団体における地域公共交通の再編状況やデマンドタクシー等の地域の特性に応じた交通サービスの導入状況、地域住民や交通事業者との連携状況といった地域住民の移動手段を確保するための取組の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）では、市町村や交通事業者等、地域の多様な主体の連携・協働による地域公共交通の活性化・再生に取り組むための枠組みを整備 また、国土交通省は、地域公共交通確保維持改善事業を中心に、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援 ・ 平成28年度における三大都市圏以外の乗合バスの輸送人員は、12年度に比べて24%減少。また、地域鉄道の輸送人員の、平成28年度の輸送人員は3年度の8割弱の水準に留まっているなど、地方部での利用者数の減少が顕著 ・ 一方で、創意工夫や地域住民の協力を得るなどして特徴的な取組を進める地方公共団体やAI技術の活用や情報のオープンデータ化などによって、交通サービスの利便性向上を図るとともに、利用者数の増加に向けた取組を進めている地方公共団体もあり 	
想定調査項目	<p>① 地域公共交通の確保に向けた取組状況</p> <p>② 地方公共団体・事業者・地域住民等の関係者間の連携状況等</p>
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
<p>○ 侵略的外来種が我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼし、又はそのおそれがある中、投入可能な予算や人的資源等は限られている状況。</p> <p>○ 外来種の中には、これまでの防除等の取組にもかかわらず、その効果が十分に上がっていないものもあり、我が国の外来種対策をいかにして効果的かつ効率的に推進していくかが課題となっていることから、外来種対策の推進に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（環境省、農林水産省及び国土交通省）は、2020年までの我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として、平成27年3月に「外来種被害防止行動計画」（※）を策定し、侵略的外来種の導入防止や防除等の取組を実施 <p>※ 平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、生物多様性の保全に係る具体的な行動目標として20の個別目標（愛知目標）を採択。愛知目標の個別目標9では、2020年までに優先度の高い侵略的外来種が制御又は根絶される旨を明記。この愛知目標の達成に向け、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定。生物多様性の保全に係る国の基本的な計画）に基づき、27年3月に同行動計画を策定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アライグマによる農作物の食害や家屋・文化財の汚損、オオクチバスやブルーギルの補食による在来・固有種の減少など、侵略的外来種の生態系への導入により、我が国の生物多様性の保全上重大な問題となっているほか、社会経済活動に対しても直接的に深刻な被害を与えている状況。例えばアライグマは、これまでの防除等の取組にもかかわらず、その生息分布域が約10年前に比べ約3倍に拡大している状況（平成30年8月公表の環境省の調査結果による。） ・ また、諸外国で多くの人的・経済的被害をもたらしているヒアリは、平成29年6月に国内で初めて確認されたことを受け、同年7月にヒアリ対策関係閣僚会議・省庁連絡会議が開催され、関係省庁が所要の対策を実施。平成30年9月5日時点で14都道府県・37事例が確認されている状況 	
想定調査項目	<p>① 外来種対策に係る政策・施策の実施状況</p> <p>② 外来種対策に係る政策・施策の効果の発現状況</p>
調査等対象機関 (予定)	環境省、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	伝統工芸の地域資源としての活用に関する実態調査
<p>○ 伝統工芸については、需要の低迷、後継者不足等の要因から、生産額や従業員数が減少し、存続の危機に瀕しているものがある中、対応が急務。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、地域活性化の推進に資する観点から、我が国の重要な文化でもある伝統工芸を地域資源として活用した取組や、これに対する支援などの実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統工芸は日々の生活に供され、自然由来の原料を用いる生産技術として、長年にわたり継承されてきたものであり、地域の雇用を支える「地場産業」 ・ 経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）に基づき、産業振興の観点から「伝統的工芸品」に指定した製品に対して支援を実施。しかし、需要の低迷、後継者不足等の要因から、「伝統的工芸品」に関する生産額や従業員数は減少の一途であり、技術や技能の伝承が困難な状況 ・ 一方、各府省においても、広義の伝統工芸に関連する施策を実施しているほか、地方公共団体は、伝産法の指定を受けていない伝統工芸品を独自に指定し、支援を行う例もみられるところ ・ 訪日外国人観光客の増加、体験型ツアー需要の高まり、若者の伝統工芸に対する関心の高まりなどを背景に、地方公共団体等が産業振興の観点にとどまらず、創意工夫を凝らし、伝統工芸品を地域活性化につなげている取組もあり 	
想定調査項目	<p>① 伝統工芸を地域資源として活用している取組の実施状況</p> <p>② 伝統工芸に対する国や地方公共団体等の支援施策の実施状況・活用状況</p> <p>③ 事業者等における支援ニーズの把握</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、都道府県・市町村（教育委員会を含む）、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	要保護児童の社会的養護に関する行政評価・監視
<p>○ 児童虐待の早期発見・早期対応への取組が進められている中、その受け皿となる一時保護の受入体制は必ずしも十分でなく、また、児童養護施設、里親等の確保・運用が必ずしも的確・適切に行われていない状況。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、保護者のいない児童、被虐待児童など社会的に養護されている児童の保護・養育・自立支援に係る施策の実施状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所への児童虐待相談対応件数は、平成28年度には12万件を超え、5年前と比べて倍増する中、児童の虐待死は年間約80人に及ぶ。また、社会的に養護されている児童は約4万5,000人（平成28年度）存在 ・ 児童相談所の一時保護所の平均在所日数（平成28年度）は30.1日であり、自治体間では7倍近い差（最短：8.2日、最長：54.7日）がみられ、自治体間で区々となっている状況 ・ 厚生労働省は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の平成28年改正により家庭養育優先の理念等が規定されたことを踏まえ、有識者等による検討会において「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめ（平成29年8月2日）。同ビジョンでは、より家庭的な環境下における養育を目指し、里親等委託率（社会的養護児童に占める里親等委託児童の割合）の目標を50%～75%と設定しているものの、平成28年度の里親等委託率は18.3%にとどまり、自治体間でも約6倍の差（最小：8.3%、最大：51.1%）がみられるなど実現に向けた課題あり。 ・ また、この法改正により、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえ、都道府県等では、自立支援のための事業の実施に向けた計画を策定し、各種事業に取り組んでいるところ。 	
想定調査項目	<p>① 一時保護の受入体制の整備状況</p> <p>② 児童養護施設、里親等の確保・運用状況</p> <p>③ 要保護児童の自立支援施策の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	土壌汚染対策に関する行政評価・監視
<p>○ 土壌汚染を原因として要措置区域の指定を受けた土地は年々増加。大規模な要措置区域については、土壌汚染調査、除去等に要する費用負担等の問題から再開発が進まないなどの状況がみられる。また、中小事業者の所有地における土壌汚染対策が進んでいない。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、土壌汚染対策の円滑な実施を図る観点から、汚染の把握や対策状況を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の土壌汚染対策は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき実施されており、同法では、土壌汚染の状況把握及び土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置が定められている。 具体的には、①汚染状況調査（一定規模以上で汚染のおそれがある所有者等）の義務づけ、②要措置区域への指定（土壌汚染が基準を超過し健康被害発生の恐れがある場合）、③土地所有者による汚染の除去、④要措置区域の指定解除を行うこととしている。 ・ その一方、要措置区域（法第6条）に引き続き指定を受けている土地については平成28年には2千施設を超えているとされていること、環境省がまとめた「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法検討調査」では、利活用が困難なブラウンフィールド（要措置区域に指定されており土地の汚染を除去するまで売却等による新たな利活用が困難な土地）が2.8万ha（10.8兆円）にのぼることとされていること、中小事業者の所有地で把握されている汚染については経済的な要因によりその対策が進んでいないことなどがみられ、的確な土壌汚染対策を進めることが必要となっている。 	
想定調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 土壌汚染の対象となる土地の把握状況等 ② 長期にわたり要措置区域に指定されている要因の把握 ③ 国・地方公共団体間の連携状況
調査等対象機関 (予定)	環境省、国土交通省、経済産業省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成 31 年度
テーマ	廃校施設の有効活用等に関する実態調査
<p>○ 少子化の進展、過疎化の進展による児童・生徒数の減少などの影響により、全国各地で小中学校等の統廃合が進み、毎年度多数の廃校が発生。</p> <p>○ 廃止後の用途が決まっていなまま放置されている校舎も増加しているが、廃校施設は地域の貴重な公共財産であり、可能なものは教育施設や福祉施設等に転用するなど、その有効活用が求められている。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、廃校施設の利活用の促進を図り、地域の活性化につなげるため、廃校施設の利活用の状況、廃校発生予測を踏まえた将来的な活用方策の検討状況、廃校施設の利活用に係る地域ニーズの把握や施設管理の状況等の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年度から 27 年度までに発生した全国の公立学校の廃校数は 6,811 校（内訳：小学校 4,489 校、中学校 1,307 校、高等学校 1,015 校）（「廃校施設活用状況実態調査」（平成 29 年 1 月 12 日文部科学省公表資料）） ・ 国では、廃校所有者と利活用希望者とのマッチングサイトの設置や、廃校施設を再利用するために活用できる補助制度などを整備し、利活用の促進を図る取組を実施 ・ 上記の廃校数のうち施設として現存するのは 28 年 5 月 1 日現在 5,943 校で、そのうち活用の用途が決まっていなものは 1,260 校（21.2%）（同上資料）。 ・ 廃校施設は、公民館等他の公共施設への転用のほか、体験活動等を行う作業場やレストラン、宿泊施設など民間による活用例もみられるが、その一方で、利活用方策の検討プロセスにおける地域住民との意思疎通の不足や法規制による活用用途の制限など、円滑な利活用の促進に向けた課題もみられる。 	
想定調査項目	<p>① 廃校施設の有効活用の好事例</p> <p>② 今後発生が見込まれる廃校施設も含めた廃校の利活用方策の検討状況</p> <p>③ 廃校施設の維持・管理の状況 等</p>
調査対象機関 (予定)	文部科学省、内閣府、総務省、都道府県、市町村(教育委員会を含む)、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成31年度
テーマ	漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視
<p>○ 漁獲量の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化の進行等による漁村地域の活力低下が懸念。</p> <p>○ このため、農林水産省は、漁業者が主体となって、その所得向上や競争力強化を目指す行動計画である「浜の活力再生プラン」を「浜」単位で策定し、これを実践する取組を推進しているが、同プランに掲げられた個々の取組の実態やその効果は必ずしも明らかになっていない状況。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、漁業・漁村地域の活性化を促進する観点から、「浜の活力再生プラン」に基づく取組等の実態を把握し、課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省は、疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、①改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた「浜の活力再生プラン」、②浜の活力再生プランに取り組む各地域が連携し、地域全体の機能再編やネットワーク化を図るための「浜の機能再編広域プラン」による取組を推進。 ・ 「浜の活力再生プラン」は665地区で、「浜の機能再編広域プラン」は148地区で策定済。 ・ このような中、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造の確立を目指すとして、漁獲可能量設定対象魚種の拡大や船舶ごとの漁獲割当の導入による資源管理の強化等を内容とする水産政策の改革が行われることとなり、平成30年12月、関連法が成立。 ・ 水産改革の実行に当たっては、既存の枠組みである「浜の活力再生プラン」等による取組の実態を把握し、その課題の抽出・是正と一体的に進めることが重要と思料。 	
想定調査項目	<p>① 漁業・漁村地域の現状</p> <p>② 「浜の活力再生プラン」等に基づく取組の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、都道府県、市町村、漁協、漁業者、関係団体等